10/7 朝福

金品受領 解明どこまで

立件へハードル高く

大阪地検 告発状受理

関西電力の金品受領問題で大阪地検特捜部が五日、市民団体の告発状を受理し、捜査に乗り出すことになった。キーマンの高浜町の元助役森山栄治氏は死亡しており供述が得られず、立件のハードルは高い。一方、森山氏と無関係の役員報酬補填問題を巡る刑事責任が焦点として浮上。不起訴処分にしても検察審査会への審査申し立ては必至で、特捜部は徹底的な解明が求められる。

関西電力を巡る問題の構図

※森山氏の写真は高浜町提供

「会社に損害」立証必要

▽「非常に難しい」

金品受領問題では会社法違反（特別背任）などの疑いで八木誠前会長、岩根茂樹前社長ら七人が告発された。罪が成立するには自分や第三者の利益を図ったり、会社に損害を加えたりする目的などが要件となる。今回のケースでは七人が自身や森山氏らの利益を得るために、森山氏や関連会社に情報提供したり、不適正な金額で工事を発注したりして、関電に損害を与える認識があったと立証する必要がある。

「（検察が）やれればおやりになったらいいと思うが、非常に難しい問題」。三月の第三者委員会の記者会見で委員長の但木敬一元検事総長は、金品は元役員らの要職就任や昇任の祝儀名目で贈られ、森山氏が意図的に発注工事との関連を明確にしていなかった可能性を指摘した。

▽市民の声

東日本大震災後の赤字でカットした役員報酬を退任後に補填した問題は、第三者委の調査で判明。関電が設置したコンプライアンス委員会は、主導したのは森詳介元会長で、自らが最も多く補填を得る仕組みにしていたと認定した。

会社法違反（特別背任）容疑で森氏や八木氏ら三人が告発され、森氏ら十八人に計二億五千九百万円を支払い、関電に損害を与えた疑いがあるとしている。検察OBは森氏らが取締役会に諮らず補填を決めた点に着目し、不正の認識があったとの見方を示す。だが専門家の間では業務の正当な対価だったとの見解や、補填分は既に返金されているため処罰の必要性がないとの考えも出ている。

特捜部が不起訴処分にしても、告発した市民団体が検察審査会に審査を申し立てるとみられる。東京電力福島第一原発事故では審査会の議決に基づき、東電旧経営陣が強制起訴された。

元検事の亀井正貴弁護士は関西を代表する企業を巡る不祥事で起訴を求める市民の声は強いと指摘。「検察審査会を意識し、特捜部は第三者委が認定した金品受領や不適切な発注の実態があったかどうか、慎重に捜査するだろう。大企業が相手でもひるまず、関係者から供述を引き出し、真実を明らかにできるかどうか。大阪特捜の真価が問われている」と語った。

関電金品受領問題 関西電力の役員らが高浜町の元助役森山栄治氏から繰り返し金品を受け取っていた問題。関電が設置した第三者委員会は森山氏から役員ら75人が総額3億6千万円相当の金品を受領したと認定した。東日本大震災後の業績悪化で報酬を削減された関西電力の役員が退任後、ひそかに補填（ほてん）を受けていたことも発覚。大阪地検特捜部は市民団体から提出された告発状を受理した。

新たに7人 303万円分受領

子会社元社長や本社元社員

関電公表

関西電力は六日、金品受領問題で新たに子会社二社の元社長や元幹部、本社の元社員ら少なくとも七人が高浜町の元助役から計三百三万円相当の商品券や物品を受け取っていたと公表した。一連の問題では関電の役員ら計七十五人が総額三億六千万円相当を受領していたことに加え「KANSOテクノス（旧環境総合テクノス）」（大阪市）の元社長と元幹部が計約四百四万円相当の金品を受領していたことが既に明らかになっている。関電と元助役の癒着ぶりが改めて浮き彫りとなった。

高浜町の元助役森山栄治氏（故人）から金品を受け取っていたのは、発電所工事などを手掛ける関電プラント（大阪市）の北田幹夫元社長や関電不動産開発（同）の元幹部、高浜原発の元幹部らで、七人のうち三人は既に死亡している。

一九九二年ごろから二〇〇六年までの間に商品券や重箱、金杯などの物品を受け取っていた。関電プラントでは金品受領の詳細を記載したメモが見つかった。ただ北田氏は「身に覚えがない」と否定しているという。

本店で記者会見した彌園豊一副社長は、関電が設置した第三者委員会の報告書の公表後に新たな受領が明らかになったことについて「（第三者委の調査時に）適切な申告がされていなかったことを重く受け止めている。多大なご迷惑をお掛けし改めておわび申し上げる」と謝罪した。

調査はKANSOテクノスの受領発覚後、本社とグループ会社の全社員やOBらを対象に進めていた。

関西電力の金品受領問題について、記者の質問に答える彌園豊一副社長＝6日午後、大阪市で